

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

令和 5 年度 事 業 計 画

(事業運営方針)

岐阜県生活衛生営業指導センター（以下「当指導センター」という。）は、平成 25 年 4 月から「公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター」として発足して以来 10 年が経過し、これまで公益財団法人としての基幹である、生活衛生における公益目的事業を積極的に推進してきたところである。

また、生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）自体は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）第 57 条の 3 に基づく知事の指定機関であり、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の振興を図っていく上で、重要な役割を担っている。

現状、生衛業を取り巻く社会環境は、大きく変化している。超高齢化社会に伴う営業者の高齢化と後継者難、消費生活の多様化、健康・環境問題、働き方改革等への対応を迫られる中、新型コロナウイルス感染症に見舞われてから、3 年が経過し、その間、生衛業は、未曾有の経済的危機を体験し、先の見えない不安の中で厳しい営業環境に置かれ、今なおこの状態が続いている。

今般、政府の対策本部は、コロナ禍前の日常を取り戻す道のりの大きな転換点となるべく、新型コロナの感染症法上の位置づけについて、今の「2 類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5 類」へ移行するとの方針決定をしたところである。

これを機会に、コロナ禍の収束と並行して生衛業の復興のために各種の施策を指導センターとして取り組むことが求められている。

生衛業は、県民の日常生活に直結しており、生衛業の振興を図ることが、地域住民の暮らしや雇用を支えるなど地域経済の活性化に繋がるものである。

のことから、指導センターには、生衛業の振興に向けた役割を最大限発揮することが必要である。

当指導センターとしては、生衛業の振興・経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者・消費者の利益擁護を図るべく各種の施策に取り組んでいく所存である。

このため、生活衛生関係行政機関の指導を受けながら、全国生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）及び日本政策金融公庫等との連携を密にして、令和 5 年度において生衛法及び定款で定める次の事業を中心に事業を開することとする。

- (1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談指導
- (2) 利用者又は消費者の生活衛生関係営業に関する苦情処理及び営業者等の指導
- (3) 標準営業約款に関する登録及び利用促進等
- (4) 生活衛生関係に関する講習会、講演会等の開催
- (5) クリーニング業法に基づくクリーニング師等に対する講習会の実施
- (6) 生活衛生関係に関する情報の収集及び提供等

(各種事業の概要)

1 会議開催

当センターの活発な事業活動を推進するとともに、適正な事業運営を図るため、理事会及び評議員会を概ね次のとおり開催する。

○ 通常理事会 年2回 ○ 評議員会 年2回

2 相談指導事業

(1) 生活衛生関係窓口相談事業

衛生水準の維持向上や設備の近代化を促進するため、生活衛生関係経営指導員を置き、相談窓口や訪問等を通じて事業者の指導を行いながら、利用者・消費者に適切なサービスの提供を行う。

また消費者、利用者から提供された苦情・各種問い合わせ情報等については、関係者や生活衛生業界団体等に提供し、連携して適切な相談処理を行う。

(2) 移動相談室設置事業

県内の一般県民や事業者等の相談をより広く応じるため、定期的に県内各地において「地区相談室」を開設し、指導員や専門家を派遣した相談体制の充実を図る。

また事業者向けに、適切な税務や消費税問題（インボイス制度等）に対処するため、税理士会の協力を得ながら「税務相談室」を県内各地に開設する。さらに、国・県が実施する経済諸施策（新型コロナウイルス対策等）に対応した相談会を隨時開催する。

(3) 関係機関との連携・調整事業

生活衛生関係営業における一般利用者、消費者等の利益を擁護し、衛生水準の確保を通じて経営の安定化や、現状、課題点及び対策等について情報交換等を目的に、行政機関や専門家、事業者団体等関係機関で構成する会議を隨時開催するとともに、生活衛生営業の活性化に繋がる事業を展開し、もって相談業務の充実や衛生水準の

確保・向上に資する。

- 生活衛生同業組合理事長等会議の開催
- 全国生活衛生営業指導センターと連携し、生活衛生営業関係事業者の収益力の向上、生衛組合の活性化に向けた事業の実施

(4) 消費者センター事業

消費者・利用者が安心して生衛業のサービスを利用できる環境を整備して、生活衛生関係分野の質の向上を図るため、学識経験者、消費者、行政代表、事業者団体等で構成する検討会議を開催する。

- 生衛業に関する苦情の収集・分析
- 利用者・消費者からの苦情相談及び営業者からの利用者・消費者への対応についての相談に適切に対応できる体制整備について検討

3 研修講習事業

(1) 経営特別相談員研修会

知事から委嘱を受け、生活衛生に関する指導等を行う経営特別相談員に対し、必要な専門知識の充実と資質の向上を図るため、研修会を開催する。

また、新たに委嘱される相談員に対しては、養成講習会を開催する。

- 研修会開催（年1回）
- 新規経営特別相談員向け養成講習会開催（年1回）

(2) 法定講習：クリーニング師研修及び業務従事者講習事業

消費者等の利益擁護を目的とした高度な専門知識を醸成するため、クリーニング業法に基づくクリーニング師研修会及び従事者講習会を開催する。

4 後継者育成支援事業

若年者を中心とした県民への生衛業に対する職業観の意識向上と就業促進に繋げるとともに、生衛業界全体での後継者育成を図ることを目的に、希望する学校等に出向いて生衛業の「職業体験」学習を実施する。

5 標準営業約款登録事業

消費者等の利益擁護の観点から理容、美容、クリーニング、一般飲食店営業の標準営業約款登録（Sマーク）の周知及び登録事務を実施し、利用者に対して登録制度の利用促進啓発を行う。

6 情報の調査及び提供事業

(1) 調査等事業

生活衛生関係営業の利用者、一般消費者の利益の擁護と生活衛生関係営業の経営の健全化と衛生水準の維持向上を図るために、営業状況に関する経営状況調査等を隨時実施して、その結果について広く情報提供を行う。

- 経営状況調査、景気動向調査、その他調査の実施及び結果の情報提供

(2) センターだよりの発刊

機関誌「ぎふセンターだより」を発刊し、生活衛生・消費生活に関する情報や生衛業の動向、経営の近代化等に関する情報を関係者や一般県民向けに発信する。

- 発行回数 年2回（夏、冬）
- 発行部数 各々約6千部程度

(3) その他随時の情報提供

- 当指導センターホームページを活用して、国、県、全国生活衛生営業指導センター等からの最新の生活衛生関連情報の収集を行い、広く一般に提供
- 生活衛生関係営業の健全な発展と活性化のためにパンフ等による啓発活動
- 指導センター及び生衛組合の認知度向上を図るための広報・啓発活動